

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充(橋梁、都市公園施設等)

【地方債計画額 H29 : 3, 150億円 → H30 : 4, 320億円 → H31 : 4, 320億円】

(期間:平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで(ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる))

公共施設等適正管理推進事業債

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業)

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30~50%(注))

※下線部分を平成31年度から拡充

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30~50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30~50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30~50%(注))

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※①~⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率について

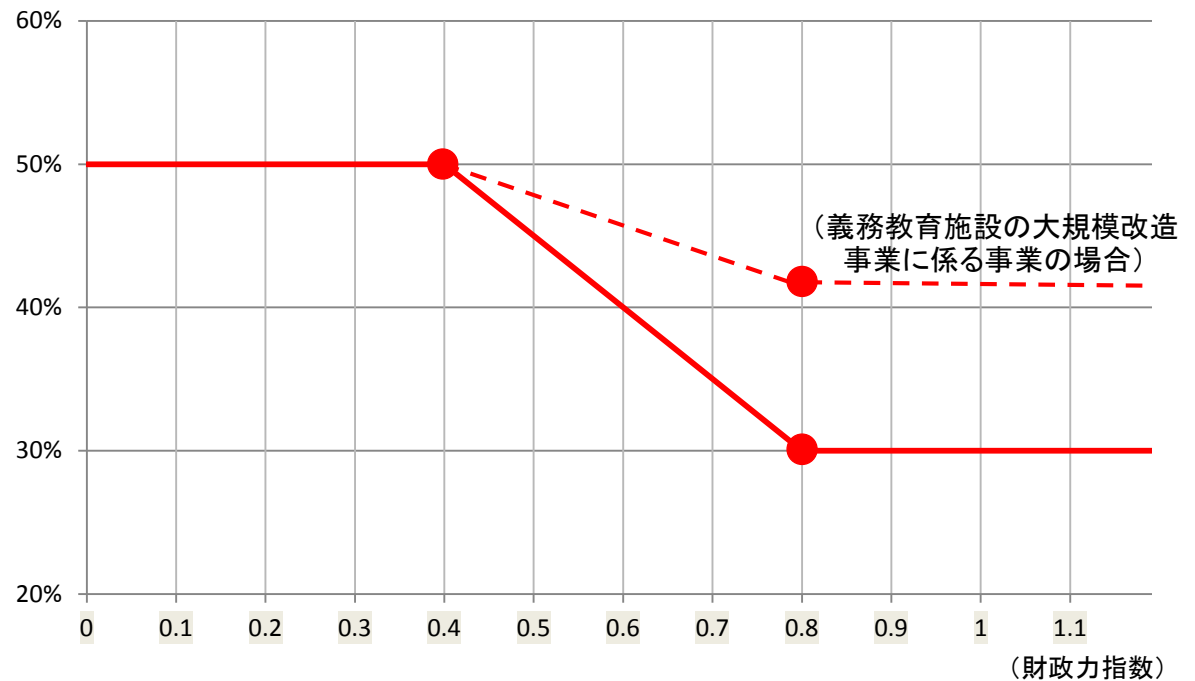
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち
- ・ 転用事業
 - ・ 長寿命化事業
 - ・ 立地適正化事業
 - ・ ユニバーサルデザイン化事業
- に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30~50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30~50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

① 集約化・複合化事業について

対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業
- ② 全体として延床面積が減少する事業
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

留意事項

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り対象となる。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入

期間:平成29年度～平成33年度

②-1 公共用の建築物の長寿命化事業について

対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業
- ② 法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業
(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の改修事業は、対象とならない

留意事項

- ・ 法定耐用年数を超える使用目標年数まで使用するために必要な対策として、個別施設計画に位置付けられていること。
- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。
(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30%~50%)

期間:平成29年度~平成33年度

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業について

<対象を追加>

社会基盤施設の長寿命化事業に係る平成31年度の対象事業は以下のとおり(下線部分について拡充・明確化)。

対象事業

対象施設	事業内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> 舗装の表層の改修事業(切削、オーバーレイ、路上再生等)(簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む) 小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備(取水ポンプ、排水ポンプ、消融雪装置、排水設備等)、小型擁壁、カルバート(大型を除く)等)の改修事業 法面・斜面の小規模対策工(落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工(表面排水工、地下排水工)、落石防止網、土留め工等) 橋梁の改修事業
河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 護岸・堤防の改修事業 排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業
砂防関係施設	<ul style="list-style-type: none"> 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の改修事業
海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> 堤防、水門・陸閘等の改修事業
港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> 水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業
都市公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法上国庫補助事業の対象とされている公園施設の改修事業
治山施設	<ul style="list-style-type: none"> 保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設及び山林施設災害復旧事業又は山林施設災害関連事業により整備された施設の改修事業
林道	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等の改修事業
漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設の改修事業
農業水利施設	<ul style="list-style-type: none"> 水路、機場、ため池等の改修事業
農道	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等の改修事業
地すべり防止施設	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止施設の改修事業

要件

注1:適債性のある事業に限る 注2:一定規模以下等の事業が対象

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(※)において明らかにされていること

※ 本事業債の活用にあたっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の計画の策定単位は、対象施設の一部の施設毎であっても差し支えない。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:90% 交付税措置率:30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ) 期間:平成29年度~平成33年度

③ 転用事業について

対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業
- ② 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設等である事業は、対象とならない

留意事項

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。
(転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする)
- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も「転用事業」の対象となる。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30~50%)

期間:平成29年度~平成33年度

④ 立地適正化事業について

対象事業

① 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件等とされている国庫補助事業をいう。

② 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

留意事項

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30~50%)

期間:平成29年度~平成33年度

⑤ ユニバーサルデザイン化事業について

対象事業

- ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設等を除く)のバリアフリー改修事業(適債性のある事業に限る)
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)
例)車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業(適債性のある事業に限る)
例)授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

- ・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。※

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費:数十万円~数百万円(1台)



多目的トイレの整備
事業費:400万円程度



出入口の段差解消
事業費:30万円程度

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引上げ)を基準財政需要額へ算入

期間:平成30年度~平成33年度

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行的られるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を平成29年度に創設

対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：起債対象経費の90%以内

交付税措置：起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

期間：緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

※ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置

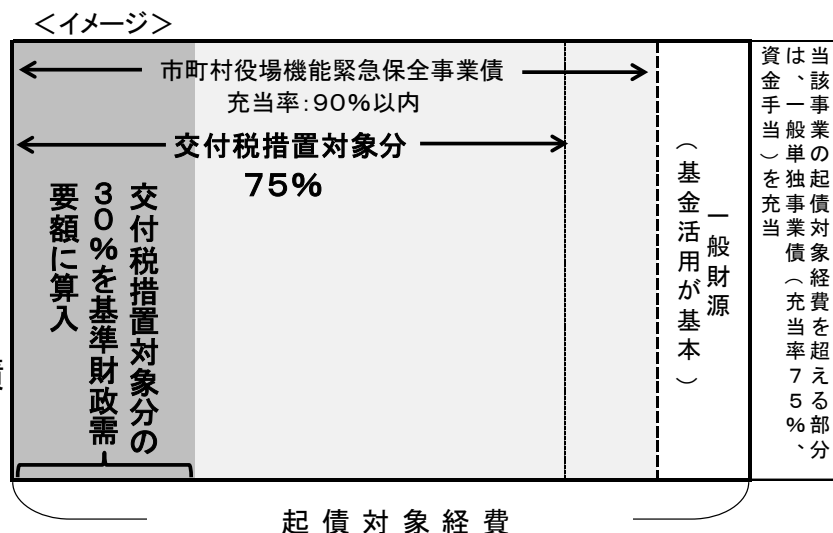
起債対象経費

庁舎建替え事業費 × (建替前延床面積 又は 標準面積) / 新庁舎の面積

※対象面積の上限は、建替前延床面積と標準面積のいずれか大きい方の面積

※標準面積：入居職員数 × 35.3㎡

※用地費は、一般単独事業債（一般事業）による対応



⑦ 除却事業について

対象事業

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却
※個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%（平成28年度までは75%）

交付税措置：なし（資金手当）

期間：平成29年度から平成33年度まで

<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。